

4

計画推進に向けた施策

4-1 計画推進に向けた施策 施策体系

①持続可能な開発目標(SDGs)^(※1)に向けた施策

豊島区では令和2年に内閣府より、SDGsへの優れた取組を行う「SDGs未来都市」に選定され、先導的な取組として「池袋駅周辺4公園を核にしたまちづくり」、「暮らしの中にある小さな公園の活用」が「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。みどりの基本計画においても、持続可能なまちづくりの推進に

向けて、SDGsの目標と関連する施策の展開を図ります。

※1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) は、国連総会 (2015) で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標で、17の目標で構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方となっています。

みどりの基本計画の施策に関連するSDGsの目標 :本計画の対象

1 貧困をなくそう  健康に寄与する環境形成	2 飢餓をゼロに  環境教育・生涯学習の機会促進	3 すべての人に健康と福祉を  健康に寄与する環境形成	4 質の高い教育をみんなに  環境教育・生涯学習の機会促進	5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に  水循環の環境保全
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  低炭素まちづくりのための緑化推進	8 働きがいも経済成長も  公園等を核にウォークアブルなまちづくりの推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう  公園等を核にウォークアブルなまちづくりの推進	10 人や国の不平等をなくそう  インクルーシブの考え方の導入	11 住み続けられるまちづくりを  安全・持続可能なまちづくり、みどりのつながり形成	12 つくる責任つかう責任  環境に寄与するライフスタイルの推進
13 気候変動に具体的な対策を  気候変動・自然災害の対策	14 海の豊かさを守ろう  海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう  陸上資源の保全・持続可能な利用、生物多様性の確保	16 平和と公正をすべての人に  平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう  多様な主体のパートナーシップの推進	

SDGsの詳細

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

基本方針	施策	主に関連するSDGsの目標	取組
みどりのネットワークをつくる	1) 風とみどりの道の形成 ～みどりの骨格軸・みどりの軸の形成～	9 産業・観光の振興, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① 風とみどりの道の形成と充実 1 ★重点取組: 街路樹を良好に保つ管理の推進 2 池袋副都心軸のみどりのネットワーク化の推進 3 都市計画道路整備によるみどり軸の形成 4 既存道路の再整備等による快適な歩行者空間の創出
	2) 学校と地域のみどりのネットワーク	4 質の高い教育, 7 持続可能なエネルギー, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	② まち歩き・歴史探訪の道のみどりの保全・創出・活用 1 ★重点取組: ウォーカブルなまちづくりの推進 2 神田川側道の桜並木の保全・活用 3 谷端川の緑地の充実 4 都立霊園のみどりの保全・活用 5 大学のみどりの保全
	3) 生態系に配慮したネットワークの形成	4 質の高い教育, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① 「みどりの緑むすび」: 地域と連携した「学校の森」の育成(環境教育の推進) ② 地域のみどりをつなぐ学校の緑空間づくり ③ 学校の屋上緑化・壁面緑化の推進 ① みどりと水の保全・創出とつながりの確保 ② 「みどりの緑むすび」: 生態系に配慮した公園づくりと育成管理 ③ 「みどりの緑むすび」: 学校教育でのピオトープづくりと育成管理
身近にふれあえるみどりを広げる	1) 公共施設の緑化	11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系	① 公共施設緑化の推進 ② 公共施設の緑地管理 ③ グリーンインフラの効果を高める方法の検討と実施 ④ 生きものとのふれあみどりづくり(生物多様性に配慮した緑化)
	2) 民有地の緑化	7 持続可能なエネルギー, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① 指導・協議による緑化 ② 壁面緑化による指導内容の充実 ③ 接道緑化助成 ④ 屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成 ⑤ 保護樹木・樹林、生垣の指定 ⑥ みどりの協定の推進 ⑦ 大規模民間施設の建築物の緑化推進 ⑧ 緑化推進制度の活用 ⑨ 公開空地等の緑化の質の向上と目標におく指標の検討 ⑩ 都市緑地法による緑化基準の検討
	3) あらゆる都市空間の緑化推進	6 清潔な水と衛生, 7 持続可能なエネルギー, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系	① 季節を感じるみどりと憩いの場づくり(公園・広場) ② 立体的な緑化の推進 ③ 都電敷の緑化 ④ グリーンインフラの効果を高める雨水の地下浸透の促進
	4) 都市の防災性を向上するための緑化	11 持続可能な都市, 13 気候変動	① 防災性向上に配慮した緑化の推進 ② 生垣化の促進
	5) みどりによる美しい景観づくり	11 持続可能な都市, 17 パートナーシップ	① ★重点取組: (仮称)「区民がつくる身近なみどり・公園のフォトコンテスト」の実施 ② 良好なみどりの景観を維持する指標の検討
みんなでみどりを育み、大切さを伝える	1) みんなで取組むみどりのまちづくり	11 持続可能な都市, 12 持続可能な消費と生産, 15 陸域生態系	① みどりを育む体験学習の実施(みどりの里親体験) ② (仮称)「窓辺グリーンプロジェクト」の推進 ③ 区民参加によるみどりの空間づくり ④ 「みどりの緑むすび」: 区民参加によるみどりの空間の管理 ⑤ 「としま生きものさがし」の実施
	2) みどりの啓発事業の推進	4 質の高い教育, 12 持続可能な消費と生産, 17 パートナーシップ	① 活動参加を促進するPRの推進 ② 緑のカーテンづくりの推進 ③ 緑化講習会の開催 ④ 生物多様性に関する観察会の実施 ⑤ 落ち葉等のリサイクルの促進 ⑥ 緑化情報の発信 ⑦ みどりの基金の充実 ⑧ 交流都市と連携したみどりの拡大 ⑨ 染井よしの発祥地としてのPR ⑩ 「としま・みどりの事例集」づくり
	3) 区民や事業者などの主体的な緑化活動支援	4 質の高い教育, 12 持続可能な消費と生産, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① ★重点取組: みどりを育む担い手の育成 ② ★重点取組: みどりのボランティアや活動団体への支援の促進 ③ 「みどりの緑むすび」: 区民・区内企業・大学等緑化活動の事例紹介(多様な主体と連携した緑化) ④ 相互交流の機会創出(地方との苗・木材の交換等)
	4) 区民ニーズ・評価を反映する仕組み	17 パートナーシップ	みどりの意識調査と公園の利用実態調査の実施
拠点となるみどりを増やし活用する	1) 地域の拠点となる公園の配置	3 持続可能なエネルギー, 9 産業・観光の振興, 11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① 池袋駅周辺の4つの拠点公園の活用 ② 地域での計画的な配置 ③ 今後整備する公園等の検討
	2) 民有緑地の保護・保全・活用	11 持続可能な都市, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① ★重点取組: 社寺・大学等の樹木・樹林保全の制度の充実 ② 民有緑地の地域住民による保護活動の検討
	3) 市民緑地認定制度の導入	11 持続可能な都市, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	★重点取組: 市民緑地認定制度導入の検討
地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる	1) 公園の維持管理	11 持続可能な都市, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① 公園施設長寿命化計画等に基づく施設の点検と計画的な修繕 ② 高木の大規模剪定等の中長期計画の検討と実施 ③ 「みどりの緑むすび」: 清掃・花壇管理ボランティア及び小広場の自主管理の仕組みの普及啓発
	2) 公園の利用管理	3 持続可能なエネルギー, 17 パートナーシップ	① 利用マナーの意見交換会の実施 ② 他分野と連携した利用占用の対策 ③ 利用促進PRと利用情報の発信方法の検討と実施
	3) (仮称)「パーク・グリーンインフラ」の推進	3 持続可能なエネルギー, 6 清潔な水と衛生, 10 気候変動, 11 持続可能な都市, 12 持続可能な消費と生産, 13 気候変動, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップ	① ★重点取組: 公園の再整備・小規模公園の整備 1 「みどりの緑むすび」: 地域の公園を考える住民参加の仕組みづくり 2 インクルーシブの考え方を取り入れた公園づくり 3 公園のグリーンインフラ整備 4 みどりの基本計画の取組場所のサインを検討 ② ★重点取組: 公園の活用・運営 1 地域コミュニティの拠点となる活用・運営の仕組みづくり 2 中小規模公園プロジェクトの充実 3 立地特性を生かした公民連携による公園の運営管理(Park-PFIの導入など)

4-2 計画推進に向けた施策 施策

5つの基本方針を実現するための施策に取り組んでいきます。早期に実現すべき施策の具体的な取組を重点取組とします(★)。

基本方針1 みどりのネットワークをつくる

施策1

風とみどりの道の形成 ～みどりの骨格軸・みどりの軸の形成～



取組

①風とみどりの道の形成と充実

①-1 ★重点取組：街路樹を良好に保つ管理の推進

みどりのネットワークを充実するためには、街路樹を良好な状態で維持することが重要となります。街路樹の状態を把握し、支障がある場合は対策するための樹木診断を実施し、結果によって樹勢回復または樹木の更新などを行い、健全に樹形を保つための維持管理を推進していきます。また、樹木の維持管理を効果的に行うために、管理情報などをデータ化して地理情報システムを活用する方法などの導入を検討します。

- ①-2 池袋副都心軸* (みどりの骨格軸) のみどりのネットワーク化の推進
- ①-3 都市計画道路整備によるみどり軸の形成
- ①-4 既存道路の再整備等による快適な歩行者空間の創出

②まち歩き・歴史探訪の道のみどりの保全・創出・活用

②-1 ★重点取組：ウォーカブルなまちづくりの推進

「みどりの骨格軸」、「みどりの南北軸」、「みどりの軸」や「みどりの拠点」とつながる公園、寺社、歴史的な街道、花の名所などを巡るルートを選定して、みどりと憩いの場の充実を図るとともに、案内サインを検討し、ウォーカブルなまちづくりの推進を図ります。

- ②-2 神田川側道の桜並木の保全・活用
- ②-3 谷端川の緑地の充実
- ②-4 都立霊園のみどりの保全・活用
- ②-5 大学のみどりの保全

大規模なみどりや敷地内のみどりを街路樹などでつなげ、風の通り道となり緑陰を連続することにより都市のヒートアイランド現象の緩和や快適性の向上を図ることができます。隣接区のみどりのネットワーク軸とも連続する「みどりの骨格軸」と「みどりの南北軸」にある街路樹を充実させ、軸沿いの「みどりの拠点」の保全と民有地の公開空地・歩道状空地*などで緑陰となる緑化を推進して、風とみどりの道の形成を

図っていきます。また、グリーン大通り、放射36号線、環状5の1号線、環状6号線(山手通り)、補助172号線、補助173号線などの都市計画道路と既存道路の緑化の推進と維持管理の充実及び、まち歩きや歴史探訪の道のみどりの充実や、にぎわい・交流とみどりをつなぐウォーカブルなまちづくりなど、みどりのネットワークの質的向上を目指します。



街路樹を良好に保つ管理の推進 (写真:劇場通りの街路樹)

池袋副都心軸のみどりのネットワーク化の推進 (写真:グリーン大通り)

神田川側道の桜並木の保全・活用 (写真:神田川側道)

都立霊園のみどりの保全・活用 (写真:雑司ヶ谷霊園)

コラム

街路樹の役割

街路樹は、木陰をもたらし、排出ガスや騒音を和らげ、災害時の避難路の安全確保など、道路沿いの環境を守っています。また、都心のヒートアイランド現象の緩和に貢献したり、ドライバーの視線誘導や街の目印となって、安全でスムーズな交通を守ります。

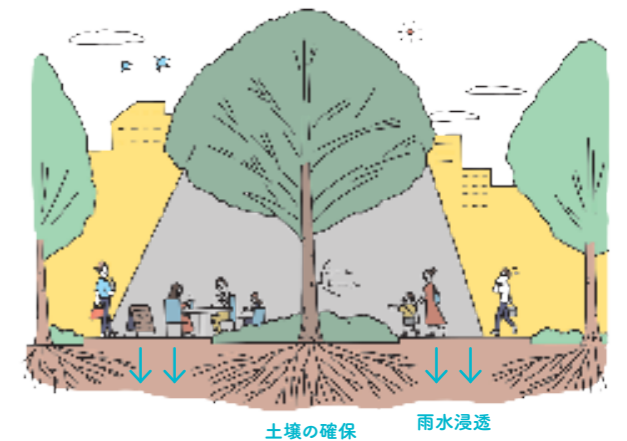
連続した緑は野鳥や昆虫の移動空間となり、紅葉や美しい花が四季を感じさせ、都市空間に潤いを与えます。居心地が良く歩きたくなる、ウォーカブルなまちなかの形成にも役立っています。

また、街路樹の育成には、根元の土壌が十分に確保され良好な状態に保たれることが重要です。

街路樹の樹種を決めるポイント

- 木の形が整然として美しく、枝葉が密生して夏期に緑陰を作ること。
- 萌芽力が強く整枝、剪定に耐え成育が良好なこと。
- 病虫害、大気汚染、風害などに強く、沿道の景観に調和すること。
- 生育空間、植栽地の土壌などの諸条件に適すること。
- 地域の人や道路を利用する人に親しまれること。
- 入手がしやすく、維持管理が容易なこと。

資料:「都立公園ガイド」(R3～4年度版)



東京都内の主な街路樹

- (東京都上位5種) ハナミズキ、イチョウ、サクラ類、トウカエデ、ケヤキ
- (豊島区道上位5種) ハナミズキ、サクラ類、トウカエデ、ケヤキ、プラタナス

資料: R4.4 都内街路樹等管理者別数量調査(東京都建設局)

区内の主な街路樹



グリーン大通りの高木と低木の豊かな組み合わせ



南大塚三丁目桜並木通りのサクラ



明治通りのイチョウ

日陰にも強い樹木の例



要町通りのマテバシイ(写真)、シラカシ、タブノキなど

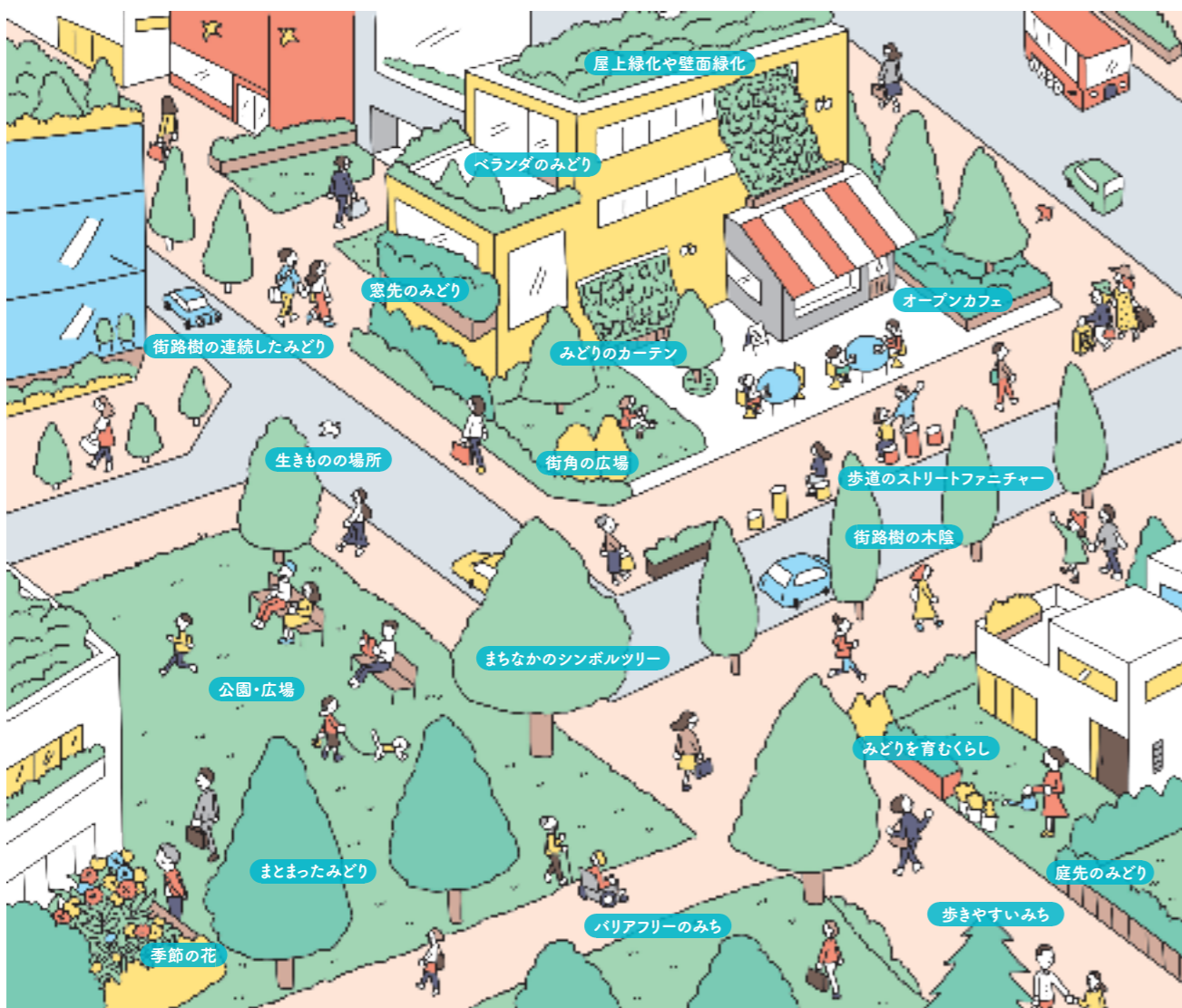
「居心地が良く歩きたくなるまち」づくり ～ウォーカブルなまちづくり～

世界の多くの都市では、車中心から人中心の都市空間へと転換することで、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場にしていく取組が進められています。

豊島区では、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けて、「居心地が良く歩きたくなる」

ウォーカブルなまちづくりを推進しています。

みどりは人に多様な体感価値をもたらすものです。歩きながら連続して見えたり、街角ごとにもどりのスペースがあることで、日常的にみどりの軸を体感でき、ウォーカブルなまちが広がります。



施策2 学校と地域のみどりのネットワーク



取組

- ①地域と連携した「学校の森」*の育成（環境教育の推進）：「みどりの縁むすび」の取組
- ②地域のみどりをつなぐ学校の緑空間*づくり
- ③学校の屋上緑化・壁面緑化の推進

区立学校は地域の拠点であり、充実した緑は地域の緑化のシンボルとなります。また、防災拠点としての機能向上、ヒートアイランド現象の緩和対策となります。そこで、既存の樹木の保全や必要に応じた植樹等で学校緑化の推進に努めます。一方、区立学校は建て替えの時期を迎えており、学校の改築にあたっては、既存の樹木の保存に留意しながら、屋上・壁面緑化

を含めたみどり豊かな環境整備や、塀を後退させて遊歩道を確保するなど地域に開かれた空間づくりに努めます。

また、地域と連携した「学校の森」づくりを通して、子どもたちが身近な自然に触れ、命の尊さを学ぶ機会をつくることで、自然保護の重要性や環境を守ることの素晴らしさを実感できる環境教育を推進します。



「みどりの縁むすび」：地域と連携した学校の森の育成（写真：長崎小学校）



学校の屋上緑化・壁面緑化の推進（写真：目白小学校）



学校の改築に伴う緑化の推進（写真：池袋第一小学校）

施策3 生態系に配慮したネットワークの形成



取組

- ①みどりと水の保全・創出とつながりの確保
- ②生態系に配慮した公園づくりと育成管理：地域活動による「みどりの縁むすび」の取組
- ③学校教育でのビオトープ*づくりと育成管理：地域の人々が参加する観察会・育成管理を通じた「みどりの縁むすび」の取組

緑地や水辺が少ない豊島区では、生物多様性を保つには、生きものがすめる環境を守り、増やしていくことが重要です。さらに、孤立した緑地では限られた生きものしか生息・生育できないため、緑地間のつながりが必要です。そのために、豊島区環境基本計

画における生物多様性地域戦略*に基づき、「生物多様性を保全する」、「みどりを保全・創出する」、「人と自然のつながりを深めるまちをつくる」施策の方向と連携して、みどりと水のネットワークの形成を図ります。



〔左〕「みどりの縁むすび」：生態系に配慮した公園づくりと地域活動による育成管理（写真：南長崎はらっぱ公園）
〔右〕「みどりの縁むすび」：学校でのビオトープづくりと地域の人々が支える育成管理（出典：ひろがる豊島区の自然再生の「わ」）

「みどりの縁むすび」

公園の樹林や花壇、小中学校・高校・大学の「学校の森」やビオトープの育成・管理、観察会、「農縁公園プロジェクト」▶P123参照などを、地域の人々が一緒に行うことで、みどりが地域の人と人

をつなぐ「縁むすび」の役目になります。豊島区本来の自然の姿を子どもたちに伝えたりする中で、植物などを育てることに興味を持ったり、多世代でのコミュニケーションが生まれていきます。



基本方針2 身近にふれあえるみどりを広げる

施策1 公共施設の緑化



取組

- ①公共施設緑化の推進
- ②公共施設の緑地管理
- ③グリーンインフラの効果を高める方法の検討と実施
- ④生きものとふれあうみどりづくり（生物多様性に配慮した緑化）

みどり豊かなまちづくりを進めていくうえで、公共施設は地域の緑化モデルとなり、緑化推進の核となる役割があります。地域のみどりの拠点となるように公共施設を積極的に緑化し、みどりとふれあえる場となるように維持していきます。

さらに、公共空間でのグリーンインフラの効果を高める方法を検討してみどりの整備を図るとともに、生物多様性に配慮した緑化を充実することで、生きものとふれあう場を広げていきます。



【左】公共施設緑化の推進、公共施設の緑地管理
（写真：としまエコムーゼタウン）
【中央】生きものとふれあうみどりづくり
【右】ヤマトシジミ
（写真：豊島の森）

「いのちの森」*「学校の森」

区内のみどりを増やすため、平成21年度より「いのちの森」「学校の森」として学校・公共施設・区立公園などにシイ・タブ・カシなどを区民と共に植樹を行っています。植樹は、令和5年3月末時点で14万

本を超えるまでになりました。これまでの取組をさらに広げていくため、引き続き実施していきます。

施策2 民有地の緑化



取組

- ①指導・協議による緑化
- ②壁面緑化による指導内容の充実
- ③接道緑化助成
- ④屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成
- ⑤保護樹木・樹林*、生垣の指定
- ⑥みどりの協定の推進
- ⑦大規模民間施設の建築物の緑化推進
- ⑧緑化推進制度の活用
- ⑨公開空地等の緑化の質の向上と目標におく指標の検討
- ⑩都市緑地法による緑化基準の検討

豊島区では全域を都市緑地法に基づく緑化重点地区に指定しており、民有地のみどりを維持し保全していくことが豊島区の緑化推進にとって重要となります。このため、「豊島区みどりの条例」に基づく指導によ

る緑化と助成制度による緑化を組み合わせる推進するとともに、都市緑地法の改正に基づいた緑化基準や公開空地での景観に配慮した緑化を目標におく指標の検討を行います。



保護樹木・樹林・生垣の指定
（写真：鬼子母神の保護樹林）

大規模民間施設の建築物の緑化推進
（写真：東池袋の民間施設）

公開空地等の緑化の質の向上
（写真：南池袋のオフィスビル）

壁面緑化のすすめ

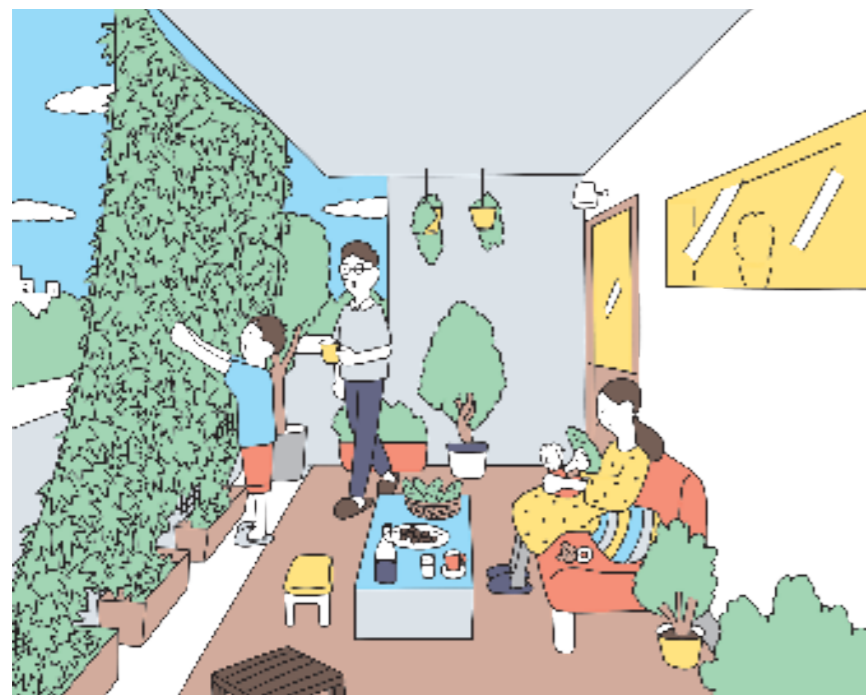
壁面緑化をすると、建物の断熱・保温効果が生まれ、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果につながります。また、葉からの二酸化炭素吸収による空気浄化や、緑のカーテン※1がフィルターとなって建物内への埃の侵入を防ぎます。緑の壁が増えることで緑視率がアップし、周辺景観に調和して、建物内外に居心地の良い、潤いのある都市空間をつくります。企業や商業施設では、イメージアップ効果により集客力や利用者の満足

度の向上につながることも期待されています。

身近なみどりに触れる機会として、ベランダや庭で、緑の壁を作ってみませんか。

いろいろな種類の植物を組み合わせながら、花を愛で、香りを感じ、収穫した野菜をいただくのも楽しみになります。

※1 緑のカーテンとは、夏の暑い日差しを遮り、温度上昇を抑える、環境に優しい自然のカーテンです。



屋上緑化・壁面緑化の啓発と充実
(写真:南池袋の寺院)



施策3 あらゆる都市空間の緑化推進



取組

- ①季節を感じるみどりと憩いの場づくり (公園・広場)
- ②立体的な緑化の推進
- ③都電敷の緑化
- ④グリーンインフラの効果を高める雨水の地下浸透の促進

日々の暮らしに潤いを与えるみどりを増やしていくために、低未利用地や歩道沿いなどの街角空間を利用して、季節を感じるみどりと憩いの場を創出します。

また、高密都市である豊島区で緑化を進めるためには、屋上、壁面、鉄道敷などのあらゆる空間を活用

しながら、様々な緑化手法を用いて緑化を推進する必要があります。そのため、多様な空間に応じた関係者との調整などに積極的に取り組み、関係機関など一体となって緑化を推進します。緑化とともに雨水の地下浸透を促進し、グリーンインフラの推進を図ります。



季節を感じるみどりと憩いの場づくり (写真:東池袋四・五丁目地区のまちづくり広場)



都電敷の緑化
(写真:都電荒川線沿いと都電敷のみどり)
(上写真出典:東京都交通局HP)



施策4

都市の防災性を向上するための緑化推進



取組

- ①防災性向上に配慮した緑化の推進
- ②生垣化の促進

令和4年に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」は、前回平成24年の想定より区内の被害が減少し、最大被害は、建物全壊棟数827棟、火災による焼失棟数877棟、避難者48,203人でした。また、震度6強となる面積の割合が11.6%

から9.3%に減少しましたが、引き続き安全・安心な都市づくりは、区が取り組むべき重要な施策です。

本計画においても、みどりの観点から防災機能を備えた都市の実現を目指します。



防災性向上に配慮した緑化の推進
(写真:としまどりの防災公園 (イケ・サンパーク))



生垣化の促進
(写真:目白の住宅地)



取組

- ①★重点取組：(仮称)「区民がつくる身近なみどり・公園フォトコンテスト」の実施
区民や地域の団体などが街並みのみどりや公園の美しい景観づくりに貢献している事例を区民が選び、表彰するフォトコンテストを実施します。
- ②良好なみどりの景観を維持する指標の検討

基本理念の「都市にふさわしい質の高いみどり」、「五感にうたえるみどりの空間」を実感することができる身近にあるみどりや公園について、区民などが

自ら関わって美しい景観を広げていくことにつながる取組を実施し、良好なみどりの景観を維持する指標の検討を行います。



(仮称) 区民がつくる身近なみどり・公園フォトコンテストの実施
(写真上左：集合住宅の外構 上中：保育園のみどり 上右：玄関先の花
下左：目白の森の花壇 下右：中学校外周歩道の花壇)

基本方針3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える



取組

- ①みどりを育む体験学習の実施：みどりの里親体験(子どもたちのどんぐり・苗育成と植付)
- ②(仮称)「窓辺グリーンプロジェクト」の推進：ベランダ・窓辺・玄関先のガーデニング支援(講習会、PRパンフレット、つる植物の配布、誕生記念樹などの「いのちの森」苗木配布などとの連携)
- ③区民参加によるみどりの空間づくり：
地域住民参加の手法の実施(ワークショップ・説明会・協議会など)
- ④区民参加によるみどりの空間の管理：公園・広場・小中学校緑縁空間の維持管理、協定花壇、「いのちの森」「学校の森」の育成活動、「農縁公園プロジェクト」：「みどりの縁むすび」の取組
- ⑤「としま生きものさがし*」の実施

公共施設の整備、維持管理、調査や自宅でのガーデニングなど、様々な方法での区民参加を推進していきながら、区と区民のパートナーシップを拡大するとともに、子どもたちがみどりとのふれあいから大切さを

実感する取組や、一人一人がみどりを育てる体験を通して、みんなでみどりのまちづくりに貢献する取組を実施します。



(仮称)「窓辺グリーンプロジェクト」の推進(写真：としまグリーンウェイブでの活動の様子)
農縁公園プロジェクト(写真：遊休地を活用した野菜づくり)

区民参加によるみどりの空間の管理(写真：公園の協定花壇)



取組

- ①活動参加を促進するPRの推進
- ②緑のカーテンづくりの推進
- ③緑化講習会の開催
- ④生物多様性に関する観察会の実施
- ⑤落ち葉等のリサイクルの促進
- ⑥緑化情報の発信
- ⑦みどりの基金*の充実
- ⑧交流都市と連携したみどりの拡大
- ⑨染井よしの発祥地としてのPR
- ⑩「としま・みどりの事例集」づくり
(まちなかのみどり・街路樹・屋上壁面緑化、緑化方法、緑化活動など)

区民、事業者、区が連携しながら、みどりづくりへの気運を醸成していくために、みんなが楽しみながらみどりに親しむという観点で意識啓発につながる取組

や活動への参加、様々な身近にあるみどりのPRを進めていきます。



緑のカーテンづくりの推進 緑化講習会の開催
(写真：豊島区公式 としま なまなま チャンネルWeb講習会)

施策3

区民や事業者などの主体的な緑化活動支援



取組

①★重点取組:みどりを育む担い手の育成

緑化や公園の活動などに関わる担い手を育成する講習会や、次世代を担う子どもたちがみどりを育む実践の場を増やしていきます。

②★重点取組:みどりのボランティアや活動団体への支援の促進

みどりのボランティアやみどりの協定に基づく活動団体など、区民・企業・団体・大学などが主体的にみどりに関わる活動に対して、資材の提供や技術的なアドバイスなどの支援を促進します。

③区民・区内企業・大学等緑化活動の事例紹介

(多様な主体と連携した緑化):「みどりの縁むすび」の取組

④相互交流の機会創出(地方との苗・木材の交換等)



みどりを育む担い手の育成(写真:小学校児童によるソメイヨシノの苗木育成)



みどりのボランティアや活動団体への支援の促進(写真:公民連携による公園のコミュニティガーデン)

団体・大学などが主体的にみどりに関わる活動や担い手となる人材の育成を支援していきます。

緑化に対して積極的な取組を検討している人々・企業・大学などが増えています。本区でも緑化を一層進めていけるよう、そうした事例を紹介し、また相互に交流や情報・ノウハウの交換ができるような仕組みづくりを進めていきます。そうした中で、区民・企業・

施策4

区民ニーズ・評価を反映する仕組み



取組

みどりの意識調査と公園の利用実態調査の実施

本計画の目標を評価するとともに、区民ニーズを施策・取組に反映するために、みどりや公園に関する区

民の意識調査や来街者を含めた利用実態調査を行います。

基本方針4 拠点となるみどりを増やし活用する

都市公園の整備の方針

施策1

地域の拠点となる公園の配置



取組

①池袋駅周辺の4つの拠点公園の活用

②地域での計画的な配置

③今後整備する公園等の検討

豊島区にはまとまった規模の公園や空地が少なく、小規模な公園の設置数が充足している中で、地域間の不均衡を是正しつつ、地域の活動拠点となり得る広々としたまとまった規模の公園づくりを目指します。

まとまった規模の公園は幼児から高齢者までの多様な人々が、同時に集い、遊び、憩うことのできる、まさしく地域活動の拠点になります。一方で、災害時には避難場所、救援活動の場として活用されるほか、公園そのものが延焼遮断帯として機能します。そのた

め耐火性の高い樹種による植栽帯を設けるなどの災害に対応した公園整備を行います。また、公園は生物の生息・生育空間として重要な場となります。このような複合的な機能の存在を効果的に発揮できる公園整備を行います。

池袋駅周辺4公園は、特徴ある各公園が連携して多様な機能を発揮できることから、まちの魅力とにぎわいを支える拠点として維持していきます。



[左] 池袋駅周辺の公園の拠点となる公園(写真:としまどりの防災公園(イケ・サンパーク))
[右] 地域での計画的な配置(写真:旧高田小学校の雑司が谷公園)



[左] 多様な人々が集い、遊び、憩う地域活動の拠点
[右] 今後整備する公園等の検討、学校跡地を利用したオープンスペース(イメージパス:旧第十中学校)

施策2

民有緑地の保護・保全・活用



取組

①★重点取組:社寺・大学等の樹木・樹林保全の制度の充実

社寺・大学などの歴史ある貴重な樹木を良好な状態で維持するための手当てなど、民有緑地の保護樹木・保護樹林の指定を促進するとともに、維持管理を支援するための制度を充実します。

②民有緑地の地域住民による保護活動の検討

社寺境内や大学などはその地域の中心的存在であり、豊かな緑を保っている空間です。それらがもつ歴史や文化性、地域の人々の愛着の点からも、保護・保全していくべきものが数多くあります。特に社寺のみどりについては老木が多く、手当てが必要な樹木も見られます。

これらの施設内の樹木・樹林の保護、敷地細分化や大規模な土地利用転換の防止を図るため、保全に関する制度の充実や建て替え時にきめ細かな協議を行っていきます。

また、地域住民が参加できる、地域の貴重な樹木の保護活動について検討します。

市民緑地認定制度とは

市民緑地認定制度（都市緑地法第60条）とは、区長が認定した設置管理計画に基づき、民有地を、民間主体が地域住民の利用に供する緑地などを整備し、一定期間「市民緑地」として公開する制度です。支援措置として、土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減や、市民緑地における植栽、ベンチな

どの施設整備に対する補助があります。

区が用地取得して公園を整備することには限界がある一方で、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業などの民間主体が空き地を活用して公園と同等の空間を創出することは、みどりの多い良好なまちづくりにつながります。

【対象要件】

- 対象区域 緑化地域 または 緑の基本計画で定めた緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）

【設置基準】

- 面積 300㎡以上
- 緑化率 敷地面積の20%以上の緑化が必要
- 設置管理期間 5年以上

【設置例】

- 街なかの空き地を、まちかど広場として整備したり、地域のイベントなどコミュニティ活動の場として活用する。
- 病院や学校の敷地内の緑豊かで癒される空間を一般に開放する。
- 古民家の前庭、屋敷林など歴史ある緑地を一般開放し、緑地を保全・活用する。
- 工場の緑地に散策路等を整備し、区民に親しまれる広場として開放する。



認定市民緑地のイメージ
(資料：国土交通省HP)



社寺・大学等の樹木・樹林保全の制度の充実(写真：[上左] 学習院大学 [上右] 立教大学 [下左] 日本女子大学 [下右] 雑司が谷大鳥神社)

施策3 市民緑地認定制度の導入



取組

★重点施策：市民緑地認定制度導入の検討

企業が所有する土地や個人所有地、空き地などは緑地が不足している地域において、貴重な緑地空間になることができます。民有地の緑地を充実して公開

し民間が自ら管理したり、空き地に緑地空間を創出し地域活動の場として有効に活用するために、「市民緑地認定制度」を導入する検討を進めます。

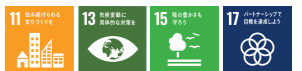


市民緑地認定制度導入の検討 (出典：市民緑地認定制度活用の手引き 国土交通省)

基本方針5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

都市公園の管理の方針

施策1 公園の維持管理



取組

- ①公園施設長寿命化計画等に基づく施設の点検と計画的な修繕
- ②高木の大规模剪定等の中長期計画の検討と実施
- ③清掃・花壇管理ボランティア及び小広場の自主管理の仕組みの普及啓発：
「みどりの緑むすび」【▶P46参照】の取組

地域の人々に愛され、親しまれる公園となるよう、また、安全・安心に配慮して利用者が快適に利用ができるよう公園の成長過程に応じた維持管理を適切に行っていきます。

区では、平成28年3月に「豊島区公共施設等総合管理計画 行動計画（10年計画）」、令和3年3月に「豊島区公園施設長寿命化計画」を策定しました。

これらの計画などに基づき、公園施設の点検、調

査を実施し、その結果に基づき、公園施設の安全性の確保及び維持管理経費縮減の観点から、公園施設の計画的な修繕、改修を行います。

樹木の管理については、高木の成長に伴う大規模な剪定、さらには必要な更新など中長期の計画の検

討を行って実施していきます。

また、公園の清掃や花壇などの管理を行うボランティアや小広場の自主管理について、住民参加の仕組みづくりの普及啓発に努めていきます。



[左] 清掃・花壇管理ボランティア及び小広場の自主管理の仕組みの普及啓発
(出典左：雑司が谷ひろばくらぶHP 雑司が谷公園の清掃・花壇ボランティア
[右] としまクリーンサポーター HP 区内企業・団体による環境美化活動)

都市公園の管理の方針

施策2 公園の利用管理



取組

- ①利用マナーの意見交換会の実施
- ②他分野と連携した利用占用の対策
- ③利用促進PRと利用情報の発信方法の検討と実施

公園は、憩い、遊ぶ自由な空間ですが、不特定多数の人が集まる空間であるため、一定のルールが必要となります。現在は法律や条例などに掲げられた禁止行為など、最低限のルールを定めていますが、利用方法や利用する時間帯などで、利用者相互あるいは利用者と隣接住民との間で様々なトラブルが発生しています。トラブルの要因には、公園を占有したり利用マナーの欠如によるケースも多くなっています。

トラブルの内容は、公園の施設内容や周辺状況、地域の世帯構成などによって異なり、一概に条例などで規制すればよいというものでもありません。個々の

公園ごとに、地域住民の公園として、利用者相互が主体的に話し合い、利用上のトラブルを解決していく方法が最善です。

地域住民だけではなく、事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーを検討し、解決へ向けた対策を講じていきます。

公園の利用を促進するために、花の見どころやイベント開催、中小規模公園プロジェクトの実施場所などの情報発信方法を検討し運用していきます。



公園内で「できること」を公園利用者や地域と話し合い、設置したサイン

利用促進PRと利用情報の発信方法の検討と実施
(出典：イケ・サンパークHP・Twitter)

都市公園の整備・管理の方針



施策3 (仮称)「パーク・グリーンインフラ」の推進

地域ごとに複数ある公園がまとまって効果的に機能を発揮する利活用と運営方法について、区民・事業者・行政が共に考え、必要に応じて地域課題に対応した

再整備や新たな整備を行う(仮称)「パーク・グリーンインフラ」【▶P32参照】の取組を推進します。

取組

- ①★重点取組：公園の再整備・小規模公園の整備
- ①-1 地域の公園を考える住民参加の仕組みづくり：「みどりの縁むすび」【▶P46参照】の取組
- ①-2 インクルーシブの考え方を取り入れた公園づくり
- ①-3 公園のグリーンインフラ整備
- ①-4 みどりの基本計画の取組場所のサインを検討

老朽化が進んだ公園、社会情勢や世帯構成、周辺環境などの変化に適合しなくなった公園については、地域に愛され、親しまれる公園として再整備する必要があります。新たに身近な公園を整備する場合を含めて、小規模な公園が多い豊島区に配慮し、それぞれの公園に役割を持たせつつ互いに補完し合うような整備内容としていきます。

公園の再整備・整備にあたっては、地域住民などが参加して検討し、まちあるきの利用も考慮して、地

域に点在する公園を巡ることにより、さまざまな機能を利用して幅広い楽しみ方ができるようにします。また、誰もが共に利用できるインクルーシブの考え方や、みどりと生物にふれあう場づくり、防災機能の整備、雨水浸透を図るなど、地域の環境にも貢献するグリーンインフラを考慮した整備などを行います。

このような本計画が目指している様々なみどり・公園の役割をPRするために取り組む場所のサインを検討します。



地域の公園を考える住民参加の仕組みづくりと公園の再整備 (写真：西巣鴨二丁目公園)



様々な年齢層が交流する場づくり (写真：[左] 上り屋敷公園 [右] 南池袋みどり公園)



5



インクルーシブな考え方を取り入れた多世代による公園づくり
(写真：巣鴨公園)



みどりと生物にふれあう場づくり
(写真：西巣鴨二丁目公園)

取組

②★重点取組：公園の活用・運営

②-1 地域コミュニティの拠点となる活用・運営の仕組みづくり

②-2 中小規模公園プロジェクトの充実

②-3 立地特性を生かした公民連携による公園の運営管理：Park-PFIの導入など

より魅力的でにぎわいのある公園とするために、公園の使い方がより柔軟なものに見直されつつあります。本区でも南池袋公園やイケ・サンパークのように、カフェを設置したりイベントを行うなどの先進事例や、中小規模公園プロジェクトで実施されたパークトラ

ックの活動などの取組があります。このような公園の使い方について、公民連携による運営管理や地域活動による活用など、立地特性を生かし地域の実情に合った公園の活用・運営を検討・推進し、公園が地域のにぎわい拠点となるように努めます。



地域コミュニティの拠点となる活用・運営の仕組みづくり
(写真：西巣鴨二丁目公園)



中小規模公園活用プロジェクトの充実
(写真：巣鴨公園)



公民連携の運営管理によるカフェレストランの導入
(写真：南池袋公園)



中小規模公園活用プロジェクトで実施するパークトラックの活動

地域別方針